

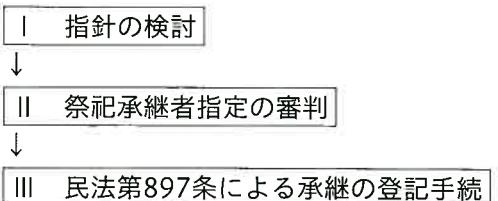
祭祀承継者指定の審判と 民法第897条による承継登記

司法書士 本橋寛樹

本稿で取り上げるのは、墓地（「甲家」）の登記名義人の相続人が30名ほど（後の調査の結果50名超）いるところ、登記地目及び現況地目が墓地である点に着目し、家庭裁判所による祭祀承継者の指定及び登記手続を命ずる旨の審判を得て、祭祀承継者名義への所有権移転登記を申請した事例である。裁判所提出書類作成業務（司法書士法3条1項4号）及び登記手続代理業務（司法書士法3条1項1号）を俯瞰して企図し実行したものとなる。

本稿においては、最終的に祭祀承継者の登記名義を得るまでの各フローについて、相続人の増加による金銭面や時間面のコストに着目して振り返り、最後に考察を加えることとする。

本件における全体のフローは以下のとおりである。



I 指針の検討

祭祀承継者指定の審判申立て及び民法第897条による承継の登記手続を進行する前提として、登記地目及び現況地目が墓地という点に着目し、次のとおり検討を重ねた。

1 墓地の所有権

相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継するが（民法896条）、祭祀財産である系譜（家

系図・過去帳等）、祭具（仏壇・仏具等）、墳墓（敷地である墓地を含む）の所有権は相続の対象から外され、特定の者が承継する（民法897条）。墳墓は、墓石、墓碑のみにとどまらず、墓地の所有権や使用権を含む^(注1)。

2 祭祀承継者の資格・定め方

祭祀承継者となる者の資格には、特別の制約はなく^(注2)、相続人であることの要否、親族関係の有無、氏の異同等は問われ

(注1) 大阪家審昭52・1・19家月30巻9号108頁、大阪高決昭59・10・15判タ541号235頁。

(注2) 東京家審平21・8・14家月62巻3号78頁。

【表1】祭祀承継者指定の調停・審判の事件数

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
調停	195	160	170	171	178	172	179	200
審判	90	94	93	89	80	81	113	112

※司法統計年報をもとに作成

ない^(注3)。系譜、祭具及び墳墓の所有権は、被相続人が指定した者、被相続人の指定がないときは、慣習に従い祖先の祭祀を主宰すべき者（民法897条1項）、慣習が明らかでないときは、家庭裁判所が指定した者（民法897条2項）が承継する。

(1) 第1順位：被相続人の指定

被相続人による指定は、生前行為、遺言、書面・口頭、明示・黙示を問わず、特別の限定はない^(注4)。登記手続においては、被相続人によって作成された指定を証する書面又は共同相続人全員によって作成された指定を証する書面によって承継者を認定して差し支えないとされている^(注5)。

(2) 第2順位：慣習

慣習とは被相続人の住所地の慣習のことをいい、出身地や職業に特有の慣習があればそれによることになる。登記手続においては、慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべき者の認定について、共同相続人の全員が慣習に従って祭祀を主宰するものは誰であるかを確認した書面によって認定して差し支えないとされている^(注6)。

(3) 第3順位：家庭裁判所による指定

家庭裁判所による祭祀承継者の指定は、調停又は審判となる。家庭裁判所が祭祀承継者を指定する場合には、祭祀承継の候補者と被相続人との間の身分関係や事実上の生活関係、承継候補者と祭具等との場所的位置関係、祭具等の取得の目的や管理等の経緯、承継候補者の祭祀主宰の意思や能力、利害関係人の意向等を総合して判断すべきものとされている^(注7)。なお、被相続人の指定によって祭祀主宰者がいる場合であっても、祭祀承継者指定の申立てがあり、指定の存否等について争いがある限り、家庭裁判所は審理をして、指定の内容に従って祭祀主宰者を定めることができる^(注8)。家庭裁判所は、当事者に對して、系譜、祭具及び墳墓の引渡しを命じることができ（家事事件手続法190条2項）、この引渡しには、所有権移転登記手続も含まれると解される^(注9)。祭祀承継者指定に関する家事事件の数は【表1】のとおりであり、登記手続を命じる旨の事件数はこの中の一部に含まれる。

(注3) 大阪高決昭24・10・29家月2巻2号15頁。

(注4) 松川正毅=窪田充見編『別冊法学セミナー no.271新基本法コメントタール相続（第2版）』51頁（副田隆重=松川正毅）（日本評論社、2023）。

(注5) 登研302号42頁、昭31・4・20民事法調査委員会決議。

(注6) 前掲（注5）。

(注7) 東京高決平18・4・19判タ1239号289頁、東京家審昭46・3・8家月24巻1号55頁。

(注8) 福岡家小倉支審平6・9・14家月47巻5号62頁、前橋家審平3・5・31家月43巻12号86頁。

(注9) 東京家審昭42・10・12家月20巻6号55頁。

【表2】墓地に係る登記申請の比較

登記原因	相続	民法第897条による承継
申請形態	単独申請	共同申請
登記申請人	相続人	・登記権利者：祭祀承継者 ・登記義務者：相続人全員又は遺言執行者
添付書類	・登記原因証明情報（戸籍、遺産分割協議書、印鑑証明書等） ・住所証明情報 ・代理権限証明情報	・登記原因証明情報（審判書正本及び確定証明書等） ・登記識別情報（※） ・印鑑証明書（※） ・住所証明情報 ・代理権限証明情報（登記権利者、登記義務者（※））

※登記手続を命じる旨のある審判書正本及び確定証明書を添付して登記権利者単独で申請する場合は不要

3 家事調停と家事審判の比較

祭祀承継者指定の審判は、調停前置主義がとられていないため、調停の申立てなく、審判の申立てから進行することも可能となる。もっとも、当事者間での自主的解決が可能であると家庭裁判所に判断される場合には、職権で調停に付されることがある（家事事件手続法274条1項）。

4 相続と民法第897条による承継を原因とする登記の比較

登記上の地目が墓地である土地について、被相続人が当該土地を墓地として使用していたという点には登記官の審査権限は及ばず、相続による所有権移転の登記又は民法第897条による承継を登記原因とする所有権移転の登記申請があった場合には、いずれも受理して差し支えないとされる（注10）。相続と民法第897条による承継の登記における主な違いは【表2】のとおりである。

（注10）昭35・5・19民事1130号民事局長回答。

（注11）登研386号97頁。

（注12）登研723号175頁。

（1）相続

遺産分割協議書を提供して、共同相続人中の1名への相続による登記申請があつた場合も受理して差し支えないとされている（注11）。遺産分割協議の場合には、墓地の承継につき、相続人全員の同意があることを前提として、相続人の実印の押印がある遺産分割協議書と印鑑証明書が必要となり、墓地を取得した者による単独申請となる（不動産登記法63条2項）。

（2）民法第897条による承継

民法第897条による承継の登記手続は、遺贈に準じて行われ、登記権利者を祭祀承継者、登記義務者を相続人全員又は遺言執行者とする共同申請となる（注12）。祭祀財産が相続財産ではないにもかかわらず相続人が登記義務者となるのは、被相続人の権利の承継であり、その権利の承継について直接的な利害関係を有する者は共同相続人に限られるためであるとされる（注13）。家

事審判事件における金銭の支払い、物の引渡し、登記義務の履行その他の給付を命じる審判は、執行力のある債務名義と同一の効力を有し（家事事件手続法75条）、祭祀承継者指定の審判もこれに含まれると解される（注14）。登記義務者となる相続人に対して登記手続を命じる旨の審判を経ることにより、登記義務者の登記申請意思が擬制される。その結果、共同申請の形態であるものの、登記権利者となる祭祀承継者が単独で登記申請することができ（不動産登記法63条1項）、登記義務者となる相続人全員の印鑑証明書等の添付が不要となる。

5 指針の決定

本件においては、被相続人による指定がなく、慣習も明らかではなかった。対象となる墓地の敷地内に昭和初期から現在に至るまでの甲家の墓石が設置されており、現状、申立人により継続管理されているため、その事情を踏まえて、家庭裁判所に祭祀承継者の指定を求めるに至った。

当初、相続人が少なくとも30名超いることが見込まれ、申立人と相続人との面識がない者が多数である中、相続人の全員が実印を押印した遺産分割協議書と印鑑証明書を添付して相続を原因とする相続登記を申請することは事実上困難であった。また、相続人のうち、外国に住所があり、かつ被相続人の死亡時には相続人であったものの、その後死後離縁した者（注15）（民法811条6項）がいることが判明していた。

（注13）登研302号43頁。

（注14）金子修『逐条解説 家事事件手続法（第2版）』319頁（商事法務、2022）。

（注15）養子縁組の当事者の一方が死亡した後の離縁の効力は、その死亡時に遡ることはなく、養親又は養子の死亡によって開始した相続権に影響を及ぼすことはないとされる。高妻新＝荒木文明＝後藤浩平『相続における戸籍の見方と登記手続（全訂第3版補訂）』879頁（日本加除出版、2022）。

当事者間の自主的解決が困難であり、外国における公示送達を行うことも想定され、調停ではなく、審判申立てを前提とした。相続人全員に対して登記手続を命じる旨を含む祭祀承継者指定の審判においては、家庭裁判所による陳述の聴取等において相続人全員の関与があるものの、相続人の印鑑証明書等の提出までは求められない。

上記を踏まえて、まず登記手続を命じる旨を含む祭祀承継者指定の審判を申立てし、その後、当該審判に基づく民法第897条の規定による承継の登記手続を行うことを指針として進めることにした。



祭祀承継者指定の審判

1 相続人の確定

登記原因が民法第897条による承継の登記では、相続人全員が登記義務者となるため、その相続人全員に対して登記手続を命じる旨の審判手続において相続人全員の確定を行う必要がある。登記名義人である被相続人の死亡から数十年が経過している場合には、数次相続や代襲相続が多数生じているケースが多く、相続人の数や相続関係をあらかじめ正確に把握するのは困難である。また、数次相続や代襲相続があると、死亡した者に係る出生から死亡までの連続した戸籍を収集の上、その者に係る相続人を確定する必要があるため、金銭面や時間面のコストが増大することになる。

本件では、当初相続人は推定約30名として、相続人の確定作業を進めていたところ、数次相続や代襲相続等により、最終的に50名超であることが発覚した。管轄の家庭裁判所の運用上、戸籍の種類にかかわらず、家庭裁判所への審判申立ての時点で一律発行後3か月以内の戸籍の提出が求められた^(注16)。祭祀承継者指定の申立書に相手方である相続人全員の住所及び氏名を記載する必要があり（家事事件手続規則1条）、その写しや予納郵便切手も相手方の人数分のものを家庭裁判所に提出しなければならない（家事事件手続規則47条）。最初に発行された戸籍から3か月が経過する見通しであれば、申立ての時点で取得済の3か月以内の戸籍を家庭裁判所に提出し、最初に発行された戸籍から3か月を超過する戸籍は追完のうえ、申立書等も訂正する必要が生じる。

2 申立て

① 管轄

祭祀承継者指定の審判は、相続が開始した地を管轄する家庭裁判所（家事事件手続法190条1項）、又は当事者が合意で定める家庭裁判所（家事事件手続法66条1項）で行われる。

本件では、相続が開始した地については、登記名義人が死亡し、住民票又は戸籍の附票（以下「住所証明書」という。）が保存期間満了により発行されず、最後の住所地の確認ができなかった。そこで、管轄が定まらないとき（家事事件手続法7条）に基づき、審判又は調停を求める事項に係

る財産の所在地として、当該家事事件において審理される対象に密接に関連する財産、すなわち墓地の所在地を管轄する家庭裁判所を管轄裁判所とした。

② 提出書類等

①申立書

家事審判申立書には、申立人の氏名、住所、申立ての趣旨、理由等を記載する（家事事件手続法49条2項、家事事件手続規則37条）。申立ての趣旨には、申立人を祭祀財産の承継者として指定することを求めるに加えて、登記義務者となる相続人全員に対して、祭祀承継者名義への登記手続を求める旨を記載した。

【記載例】申立ての趣旨

1. 被相続人甲（●年●月●日死亡）の祭祀を主宰すべき者を申立人と定める。
2. 相手方らは、申立人に対し、別紙「物件目録」記載のとおりの墓地の被相続人甲の所有権について、●年●月●日民法第897条による承継を原因とする所有権移転登記手続をせよ。
3. 手続費用は、申立人の負担とする。

申立ての理由として、甲家の墓地の継続的な管理を行っている実態、墓石の建立、登記名義人との関係性等を挙げた。

②相手方の数と同数の申立書の写し

③相続人全員の戸籍・改製原戸籍・除籍

④登記地目が墓地である不動産登記の全部 事項証明書

^(注16) 家庭裁判所によっては、現在戸籍は発行後3か月以内、改製原戸籍や除籍は有効期限の定めを設けないとする取扱いもあり、戸籍の有効期限については一律の取扱いではないようである。

申立て書の一部である物件目録については、不動産登記の全部事項証明書の所在、地番、地目及び地積を記載した。

⑤固定資産評価証明書

登記地目、現況地目いずれも墓地の記載があった。

⑥収入印紙

収入印紙1200円を申立て書に貼付した。

⑦予納郵便切手

申立て時に1名当たり1089円分を用意した^(注17)。本件では、当事者数（55名）分として、約6万円を要した。申立て時のほか、当事者への書類郵送が生じる場合には、家庭裁判所から別途予納郵便切手が求められることがある。

⑧送達場所等の届出書

家庭裁判所からの送達場所として、司法書士事務所を定めた^(注18)（家事事件手続法36条、民事訴訟法104条1項）。

⑨原本還付願

戸籍等の原本還付を希望する場合には、戸籍等の写しと原本還付願を提出する。

3 外国にいる者に対する公示送達

当事者の住所、居所、その他の送達場所が不明である場合、公示送達の利用が考えられる。ここでいう不明とは、申立人が主観的に不知であるというだけでは足らず、

^(注17) 予納郵便切手の額は管轄の家庭裁判所によって異なるため、事前に管轄の家庭裁判所に確認する必要がある。

^(注18) 八神聖「送達受取人等の届出（民事訴訟法104条）と司法書士の裁判書類作成関係業務（司法書士法3条1項4号）について」名城法学68巻3・4合併号163頁（2019）。

^(注19) 伊藤真『民事訴訟法（第8版）』273頁（有斐閣、2023）。

^(注20) 受送達者と同一人物である可能性が高いFacebookアカウントがインターネット上に存在し、そのアカウントにメッセージを送信して調査を行っていない場合には、送達すべき場所が知れない場合には当たらないとした事例。京都地決平31・2・5判タ1464号175頁。

^(注21) 「SPOKEO」氏名、電話番号、住所又は電子メールで検索するサービスである。
<https://www.spokeo.com/>

通常の調査方法によっては送達場所が判明しないことを意味する^(注19)。外国における公示送達は、国内における公示送達2週間（民事訴訟法112条1項）より長い6週間となる（民事訴訟法112条2項）。

本件では、相手方である相続人のうち1名が外国に居住していた。住所証明書では、外国の住所は国名の記載にとどまり、それ以上の調査が困難であるところ、家庭裁判所によると、外国にいる者に対する公示送達をするためには、その前提として、住所証明書に記載されている日本における住所について現地調査をする必要がある旨、及びFacebook等のSNSによる調査も必要であるとされた^(注20)。そこで、日本における住所地に赴き、現地調査を行い、国内の住所地においては連絡等がとれない旨を確認した。SNSの調査については、当該相手方が私設HPを開設しており、そのHPに日本における過去の住所の記載があり、当該住所と住所証明書に記載の住所に同一性があったことから、当該HPで公開されている外国の住所地に郵便等による調査も必要とされた。調査サイト^(注21)を利用し、外国の住所地に書面を発送したところ、宛所不明で返送された。その後、調査報告書と公示送達申立て書を提出したところ

ろ、公示送達が認容された。

4 事実確認・審理

(1) 家事事件の手続の円滑な進行を図るために必要な資料

家庭裁判所は、家事事件の手続の円滑な進行を図るために必要な資料の提出を求めることができる（家事事件手続規則37条3項）。

本件では、管轄の家庭裁判所内における祭祀承継者指定の審判申立事件で、登記手続まで求めるものは前例がなく、登記手続を命じた旨の資料の提供が求められたため、裁判例に関する資料^(注22)を提示したところ、審理手続が進行した。

(2) 陳述の聴取

家庭裁判所における戸籍の確認によって相手方で相続人の確定後、家庭裁判所から相手方に対して申立書の写しが送付される（家事事件手続規則47条）。その後、家庭裁判所は、当事者の陳述を聴取しなければならないことから（家事事件手続法68条1項）、事実の調査として聴取が行われることになる。なお、審問期日を設定して聴取することは必要的ではなく、当事者の申出によることとされている。

本件では、申立人が祭祀承継者として相当であるかについて照会書による聴取がなされた。意見がない旨の回答や、期限内に回答がない場合には進行に差し支えないとした一方で、意見を陳述した相手方については、申立人に対してその意見に対する回答が求められた。申立人が祭祀承継者として相当である旨の意見書を提出したとこ

ろ、新たな意見陳述の機会や審問の期日は設定されず審理が進行した。

(3) 事件の中止等

①事件受継

相手方が死亡等、資格の喪失によって手続を続行できない場合、申立人を含む他の当事者は、事件受継の申立てを行うことができる（家事事件手続法44条3項）。死亡の場合は、死亡の記載がある戸籍を添付の上、家庭裁判所に対して書面により事件受継の申立てをする（家事事件手続規則29条1項・2項）。事件受継がされた場合、裁判所書記官はその旨を当事者に対して通知する（家事事件手続規則29条3項）。

本件では、照会書の送付時において、相手方のうち3名が死亡していることが判明した。そこで、死亡した相手方の相続人の戸籍を追加で手配のうえ、受継申立書のほか、相手方に通知するための追加の予納郵便切手も必要となった。

②住所変更

申立て後、相手方が住所移転していることが判明することがある。

本件では、家庭裁判所からの照会書送付の場面において、相手方のうち2名が申立て時の住所から変更していることが判明した。そこで、相手方の移転先の住所を調査の上、家庭裁判所に住所証明書と変更に係る上申書を提出することとなった。

5 家事審判手続の期日

家庭裁判所は、事件の関係人を家事審判の手続の期日に呼び出すことができる（家事事件手続法51条1項）。

(注22) 前掲（注9）。

本件では、家事審判手続の期日の設定はなされなかった。

6 審理の終結日

家事審判事件において審判をするのに熟した場合には、相当の猶予期間を置いて審理を終結する日を定めなければならない（家事事件手続法71条）。審理の終結後は、当事者は審判の基礎となる資料を提出することができなくなり、家庭裁判所は審理の終結日までに提出された資料に基づき審判をすることになる。家庭裁判所は、審理の終結日以後に審判日を定める必要があり（家事事件手続法72条）、審理の終結日、又はその後間もない時期に審判日を定めて、その旨を当事者に告知することになる。

本件では、審理終結日まで1か月、審理終結日から審判日まで3週間ほどの期間が設定された。

7 審判日

家庭裁判所は、審判事件が裁判をするのに熟したときは審判をする（家事事件手続法73条）。審判書の内容は、申立てが適当であり、その申立てに係る処分をするのが相当であると認めるときは、申立書に沿った認容の審判がなされ、審判書の主文に記載される。

本件では、祭祀承継について、推認される被相続人との関係性、被相続人との親和性、祭祀承継の意思及び能力等を総合考慮して決めるべき^(注23)であるとして、本件

では、申立人の祭祀承継の意思、墓地の管理能力、相続人の異議がない点等の事情が考慮され、申立人が甲の祭祀承継者として適任であると認められる旨のほか、現状、被相続人甲名義のままであることから、祭祀承継者への、遺骨を含む墓地について、登記手続を求めることができる旨が審判された。

8 相手方への告知

審判の具体的な告知方法として、即時抗告をすることができる審判事件においては郵便の業務に従事する者による、特別送達（家事事件手続法36条、民事訴訟法99条）等の方法により行われる^(注24)。審判の効力発生の時期は、即時抗告をすることができる審判の効力発生の時期が確定したときである（家事事件手続法74条2項）。相手方は、審判の告知を受けた日から2週間の不变期間内に即時抗告の申立てをすることができる（家事事件手続法86条1項）。審判の告知を受ける即時抗告権者が複数いる場合には、即時抗告の起算点は各別に異なる^(注25)。相手方全員に告知されなければ、即時抗告の期間が起算せずに、審判が確定しない。

本件では、審判後、申立人に審判書正本が、公示送達となる外国に住所のある1名を除く相手方53名の住所証明書に記載の住所宛に審判書謄本が特別送達された。1回目の特別送達では48名が受領し、2回目の特別送達では1回目で不受領だった5

(注23) 東京家審昭46・3・8家月24巻1号55頁。

(注24) 梶村太市=石田賢一=石井久美子編『家事事件手続書式体系Ⅰ〔第2版〕』64頁（青林書院、2018）。

(注25) 金子・前掲（注14）359頁。

名中3名が受領した。残り2名については数次相続や代襲相続による相続人で、申立人は相手方との接点がなく、相手方の就業場所も不明であり、就業場所送達（民事訴訟法103条2項）も困難であった。そこで、住所証明書に記載の本来の送達場所及び就業場所における送達ができない点を踏まえて、書留郵便等に付する送達（以下「付郵便送達」という。民事訴訟法107条1項）を検討することとなった。付郵便送達の場合には、その前提として、家庭裁判所に対して付郵便送達に係る上申書と現地調査に係る報告書^(注26)を提出する必要がある。現地調査を行う者の資格は特段制限されておらず、申立人のほか、付郵便送達や公示送達に係る調査を専門とする調査会社に依頼することもできる。相手方の住所地が近郊であれば、申立人や司法書士が現地調査することも考えられるが、相手方の住所地が遠方である場合には、調査会社を利用したほうが移動や人件費等を抑えることができよう。付郵便送達は発信主義であることから、書留郵便を発送したときに送達があったものとみなされ（民事訴訟法107条3項）、受領の有無にかかわらず即時抗告の期間が起算することになる。

本件では、残り2名について、申立人と家庭裁判所としり合わせの上、付郵便送達を視野に調査会社^(注27)を利用した。調査

(注26) 裁判所定のフォーマットには、住居の状況として、調査日時、調査場所、住居の種類（アパート・マンション・一戸建て）、表札の有無、電気・ガスメーターの作動状況、郵便受けの氏名の記載・郵便受けの状況のほか、近隣住民・家主等からの聴取結果として、在宅帰宅状況、最後に相手方を見かけた時期や接した時期、相手方の家族状況等がある。

(注27) 株式会社クローバー<<https://www.968.co.jp/company>> 全国の現地調査に対応しており、1件当たり税込で3万8500円から5万5000円であり、エリアによっては別途交通費が加算される（2024年1月現在）。

会社の調査報告書によると、調査対象である相手方2名は、在宅であっても郵便局員を含めて絶対に応答しない旨の記載があった。

本件のように、申立人と接点を持たない相続人が多数に及ぶ場合には、送達不受領の者が生じる可能性が高まり、審判確定の時期の遅延や金銭面のコストも増大するおそれがあるといえよう。

9 審判の確定

付郵便送達の実行から即時抗告の申立てなく2週間が経過すると審判が確定する（家事事件手続法74条2項）。審判書謄本の配達状況については、家庭裁判所において配達記録が管理され、後日家庭裁判所に問い合わせることによって、審判確定の有無を把握することができる。審判確定後には管轄の家庭裁判所に対して、150円分の収入印紙を貼付の上、確定証明書の交付請求を行う。



民法第897条による承継の登記手続

審判書正本及び確定証明書を手配次第、登記手続に進むことができる。

1 登記原因及び口付

登記原因是「民法第897条による承継」、原因年月日は被相続人の死亡日である。

【記載例】登記申請書：民法第897条による承継

登記申請書	
登記の目的	所有権移転
原因	●年●月●日民法第897条による承継
権利者	(申請人) 乙
義務者	亡甲相続人A 亡甲相続人B ...
登記識別情報通知希望の有無：送付の方法による交付を希望する	
添付書類	登記原因証明情報（特例）（PDF） 住所証明情報（特例） 代理権限証明情報（特例）
●年●月●日申請	
●●法務局	
登記免許税	非課税（登録免許税法第5条第10号）
不動産の表示	
・所在	●町
・地番	●番
・地目	墓地
・地積	●m ²

2 添付書類等

相続人全員に対して登記手続を命じる旨の記載のある家庭裁判所の審判書正本と確定証明書を添付することにより、単独による登記申請が可能となる^(注28)（不動産登記法63条1項）。

①登記原因証明情報

祭祀承継者の指定及び登記手続を命じる旨の記載のある審判書正本と確定証明書が登記原因証明情報となる。民法第897条による承継の登記における登記義務者は相続

人全員であることから、審判書正本には相手方全員の住所及び氏名の記載がされ、相続関係を証する機能が備わる。家庭裁判所の審判手続における相手方の調査に際して相続人である相手方全員を確定することから、民法第897条による承継の登記手続では、戸籍の提出は不要となる。

②登記識別情報・印鑑証明書

登記識別情報や相続人全員の印鑑証明書の添付は要しない。

③住所証明情報

(注28) 鎌田薰＝寺田逸郎＝村松秀樹編『別冊法学セミナーno.269新基本法コメントール 不動産登記法（第2版）』199頁（安永正昭）（日本評論社、2023）。

登記権利者である祭祀承継者のものである。

④代理権限証明情報

登記権利者である祭祀承継者から申請代理人に対する委任状である。

⑤登録免許税

登録免許税は、登記地目が墓地であるため、非課税となり、登記申請書に根拠条文を記載する（登録免許税法5条10号）。



IV 考察

墓地に係る早期登記手続の観点から、以下の3つのポイントにまとめることができよう。

1 墓地の登記名義人確認の必要性

墓地使用権である寺院や靈園における墓地であれば登記手続まで求められないが、個人墓地のように被相続人の登記名義である場合には、登記手続を行う必要がある。登記された墓地には固定資産税が課されず（地方税法348条2項4号）、地方自治体によっては、課税対象ではない物件については納税通知書に記載されないため、登記手続を失念し、墓地が被相続人名義のままで放置されていることも潜在的に少なくないかと思われる。相続登記の申請義務化（改正不動産登記法76条の2第1項）^(注29)を控えている中、早期に墓地の権利関係の確認のほか、登記手続をする必要があろう。

(注29) 相続登記の申請義務化においては、相続により（遺言による場合を含む。）不動産を取得した相続人が、相続により所有権を取得したことを探った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないとされているが、対象となる墓地が祭祀財産と認定される場合には相続財産には当たらず（民法896条）、相続登記の申請義務化の対象から外れるという見方もできよう。もっとも、登記記録上、相続財産か祭祀財産かの区別ができないため、過料の対象になり得るのではないかだろうか。

2 コスト増大の予防

祭祀承継者指定の審判を経て登記手続を行う場合には、家庭裁判所から相手方に対して書類を送付する場面として、申立書の写しや照会書、審理終結日や審判に係る事務連絡、審判書副本の送達等、複数回のものが想定される。戸籍取得の着手から相続人に対する送達まで数か月かかることがある、相続人の数が多ければ多いほど、その間に相続や住所変更等の可能性が高まり、事件の受継手続のほか、付郵便送達や公示送達の前提となる現地調査等の対応が生じ、金銭面や時間面におけるコストが増大するおそれがある。案件の相談を受けた時点がまさに関係者の数が最も少なく、コストが低い状況といえる。登記名義が被相続人のままである場合には、速やかに登記手続に向けたアクションを起こすべきであろう。

制度面の観点からは、本件における祭祀承継者指定の審判では、戸籍の種類にかかわらず、申立日時点において発行後3か月以内のものが求められたが、少なくとも記載内容に変更がない改製原戸籍と除籍については有効期限を設けないことで、金銭面におけるコスト軽減のほか、裁判所への申立てや登記手続までの時間面でのコスト軽減につながるのではないかと考える。

3 登記手続から逆算したフローの企図

相続人全員の同意に基づく遺産分割協議

がまとまらない場合、遺産分割調停や審判、時効取得といった、裁判所における手続を経る事案が多数あるかと思われる。登記手続を命じる旨の記載のある判決書正本や審判書正本等が得られなければ、依頼者の登記名義を得るという最終目的が達成さ

れない。事案によっては、管轄の裁判所や法務局と事前協議を要することも考えられるが、登記が法務手続のゴールと位置付け、逆算してフローを企図したケースとして、本稿が参考になれば幸いである。

（もとはし ひろき）

概説 表題部所有者不明土地適正化法

法務省民事局総務課長（前同局民事第二課長） 村松秀樹

熊本地方裁判所判事（前法務省民事局付） 佐藤丈宜

法務省民事局民事第二課地図企画官 森下宏輝

著

A5判・220頁・定価2,750円（税込）



下位法令や制度全体と運用が1冊で分かる

令和元年成立の「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律」について、法律の趣旨と内容を法務省担当官が解説します。所有者不明土地の原因とともに、歴史的経緯により不動産登記簿の表題部の所有者欄の氏名等が正常に記録されていない変則的な登記の問題の解決に向けた法制度を、関連通達等豊富な資料とともに詳解します。

- | | |
|--------|--|
| ● 主要目次 | 第1章 総論 |
| ● | 表題部所有者不明土地の表題部所有者の登記 |
| ● | 第2章 所有者等特定不能土地の管理 |
| ● | 第3章 特定社団等帰属土地の管理 |
| ● | 第4章 所有者等の特定を踏まえた表題部所有者登記がされた土地について執ることのできる手続 |
| ● | 第5章 付録 |

一般社団法人金融財政事情研究会

申込先 〒160-8519 東京都新宿区南元町19
電話(03)3358-2891(直通) FAX(03)3358-0037